

淮河中流域歴史調査報告—宋代古墓を中心として（蚌埠・鳳陽・合肥篇）

佐々木愛^{*1}・大澤正昭^{*2}・石川重雄^{*2}・戸田裕司^{*3}・小川快之^{*4}・小島浩之^{*5}

一 はじめに—調査目的および旅程

二〇一九年四月二九日から五月三日にかけて、我々は安徽省蚌埠市、鳳陽県、および合肥市で宋代古墓および関連する史跡の調査を行った。本調査は二〇一七年に科学研究費基盤研究(B)海外学術調査「宋代古墓調査にもとづく伝統中国の社会・家族・ジェンダーの歴史的研究」の採択に伴って実施したものであり、今年で調査も三年目となった⁽¹⁾。

今回の調査がこれまでの二年間と異なる点は、調査地を淮河中流域と定めた点である。これまででは江西・福建・浙江と、所謂南方の各地で調査を行ってきたのであるが、今回敢えて淮河中流域へと調査範囲を広げることにしたのは、以下のような理由である。

これまで我々が南方各地で行ってきた古墓調査からは、下記のような共通する特徴があることがわかってきた。①墓は集落からは離れた

里山などに作られること。②夫婦合葬の墓もあるが、その一方、夫婦を合葬せず、個人ごとに墓が作られるという形が広くみられること。

③夫の墓と妻の墓とがそれぞれ別の村、別の県などに作られるなど、相当に離れているケースもしばしばみられること。④家族・宗族である程度大きな土地をもち、そこに物故者の墓を順々に作っていく、というような家族集団墓の形式は見る事ができないこと。等である。これらの諸点はいずれも滋賀秀三氏が中国家族法の原理を説くにあたって根拠とした墓葬慣行⁽²⁾とは異なるものである。滋賀氏は夫婦合葬や家族墓葬形式こそが中国二千年に亘る墓葬慣行とみなしていたのである。もちろん、滋賀氏が説いたのは原理であって、原理を實踐できない現実には存在するのは当然であるが、しかし滋賀氏の所論とは矛盾する上記①④の特徴は、財力を有する高官の墓や、道理の實踐を旨とする朱子学系の学者やその家族の墓にも当てはまるものであった。彼らが原理を實踐することができなかった結果として上記のよう

*1 島根大学法文学部社会文化学科

*2 公益財団法人東洋文庫

*3 常葉大学外国語学部

*4 国士舘大学文学部

*5 東京大学大学院経済学研究科

日付	時間	地点	補足
4月29日(月)	12:00	上海浦東空港	集合
	12:20	(第2ターミナル)	空港バス(機場1線)
	13:20	上海虹橋駅	
	14:20		高速鉄道 G226
	16:25	蚌埠南駅	
	16:40		タクシー
	17:00	宿舎	
4月30日(火)	8:30	宿舎	【専用車使用開始】
	8:45	吳氏家族墓	安徽省蚌埠市淮上区
	9:30		
	10:30	湯和墓	蚌埠市龍子山区
	11:20		
	13:40	明皇陵	安徽省滁州市鳳陽県
	14:45		
	15:20	龍興古刹	滁州市鳳陽県
	16:35		
	17:00	明中都故城	滁州市鳳陽県
	17:20		
	18:05	宿舎	
	5月1日(水)	8:40	宿舎
10:15		常氏三王墓	安徽省蚌埠市懷遠県
10:55			
14:10		安豊塘・	安徽省淮南市寿県
14:50		孫叔敖紀念館	
17:25		王亜樵家族墓	安徽省合肥市瑶海区
17:50			
18:55	宿舎	【専用車使用終了】	
5月2日(木)	8:35	宿舎	
	9:00	李鴻章旧居	合肥市廬陽区
	10:40		
	11:15	張遼墓・張遼衣冠塚	合肥市廬陽区
	11:50		
	14:45	包公祠・包拯墓	合肥市包河区
	17:15	・包拯家族墓	
17:55	宿舎		
5月3日(金)	8:20	宿舎	タクシー
	8:40	合肥南駅	
	9:27		高速鉄道 G7378
	12:27	上海虹橋駅	
	13:35		空港バス(機場1線)
	14:30	上海浦東空港	
16:55	(第2ターミナル)	チェックイン確認後解散	

な墓葬形態がとられたとは思えない。我々の調査によつて、滋賀氏の説く中国家族法の原理の根柢の一角は崩れたといえるのではあるまいか。

このような見通しがついたところで、なぜ滋賀氏は夫婦合葬や家族墓葬という形式を中国二千年に亘る慣行とみなしたのかという疑問が沸いてくる。そこで我々が考えたのは、滋賀氏は北方に限定された習俗を中国全体の習俗とみなした可能性である。滋賀氏が特に根柢にしたのは一九四〇年代に行われた華北農村調査⁽³⁾であり、南方地域の

慣習についての情報が欠けていたのではないだろうか。そこで我々は南方から北方を視野に入れるべく、中国の南方と北方を区切る境である淮河流域での墓葬慣行を調査しようと考えたのである。気候と生環境の上で中国は秦嶺と淮河を結ぶ線で大きく北方と南方に二分されることはよく知られているが、墓葬慣行でも同様のことがいえるかどうかを調査する必要があると考えた。さらに淮河流域でも蚌埠―鳳陽―合肥という地域を選んだ理由としては、滋賀氏の説く中国家族法の原理を検証するためには、宋代を起点にしつつも明清からさらに近代

までを射程に入れた調査が必要であると考えたためである。鳳陽は明の太祖朱元璋の出身地であることから、蚌埠から鳳陽にかけての地域には朱元璋関連の人物の墓が複数整備されて残っている。そして合肥には包拯の墓がある。包拯は宋の名判官として名高く、現代の中国人にとつておそらく最も有名な宋代の人物であろう。墓の調査を通して当時の家族やジェンダーのありように加え、墓の整備のありようやその変遷から歴史認識を探ろうという目的を掲げた我々にとつて、包拯墓はぜひ参観したい墓であつた。合肥は淮河流域からは南に位置しているが、後章で紹介するように、墓葬の形式は淮河流域のそれとまったく同様であり、同一文化圏に属していた。

以上のような目的にもとづき、今回は前掲表の旅程で調査を行った。なお、本報告各章の執筆分担は以下のとおりである。第一章〓佐々木、第二章一節大澤、二節佐々木、第三章〓佐々木、第四章〓小島、第五章〓石川、第六章〓戸田、第七章〓佐々木、第八章〓小川、第九章〓佐々木。

(佐々木)

二. 淮南地域の歴史的景観と墓葬の特徴

(一) 歴史的景観

今回の調査地域は、これまでの福建省や浙江省あるいは江西省とはまったく異なる地形的特徴を持っていた。本章ではこの点を確認し、今回調査した墓葬の環境・立地条件をおさえておきたいと思う。

第一日目に調査した墓地、たとえば呉氏家族墓は、大麦畑の一面に立地し、石碑が林立しているという印象的な形態ではあるものの、特

筆すべき景観のなかには位置していなかった。同日のこのほかの調査地も同様である。しかし第二日目の景観は我々の目にしたことがなかったものであつた。

第二日目、我々は蚌埠市内、淮河北岸のホテルを出発して西に向かった。最初の目的地は懷遠県にある常氏三王墓である。左手にたえず見え隠れする淮河を見ながら、堤防上に造られたと思われる道路を進んだ。言うまでもなく淮河は中国を南北に区分する河として知られている。そのネーム・バリューからすれば、当然何らかの特徴をもつ大河であろうと予想していた。が、それはまったく裏切られた。かなりの数の平底型物資運搬船が行き来しているものの、それほど河幅があるわけではなく、また広い氾濫原があるわけでもなかった。時おり道路の右手に山や丘陵が迫っているところもあつたが、それを除けば、わが住居の近くにある荒川下流部と同じような印象の河川であつた。しかしこうした印象はこの日の踏査で改めねばならなくなつた。

ホテルを出て一時間ほどで懷遠県の常氏三王墓に到着。この墓地については別途記述されるのでここでは触れない。調査終了後、再び堤防上の道路に上り、最初は西へ進み、まもなく南下する。これは淮河の支流域を遡つて芍陂を見学し、合肥に至るルートである。

この道路には所々にコンクリート製の関門(?)が設置されており、通りにくいことこの上ない。高さは五〇センチほどであるが、中央にマイクロバスがギリギリ通過できる幅の空間があり、これを減速しながら通過するのである。最初、この関門が何を目的として設置されているのかわからなかったが、しばらく進むうちにそのヒントを見つけた。何か所かに警告板らしきものが立っており、そこには「防汛……」

という文字が書かれている。「汎」とは季節による増水という意味であるから、この道路はそうした増水から集落を守るための役割を持っているらしい。そこでバスのなかで話題にしてみたところ、さきほどの関門は「防汛」堤防を保護する目的を与えられているのだろうという結論に至った。つまりトラックなど道路すなわち堤防を傷める大型車の通行を制限する設備ではないかというのである。おそらくこの地域では「防汛」堤防を兼ねる道路はしっかりと保護されねばならなかったであろう。それだけ重要な意味を持つ堤防であった。

そう考えてバスの左右に注目すると、右手には集落が散在し、左手には草原の合間に麦や菜種の畑、わずかな木立が見えるが、住居はない。時に墓と思われる円錐形の土盛りがあるくらいで、人が住んでいる気配はないのである。そこで「百度地図」を見せてもらうと、左手のはるかかなたには淮河およびその支流が北流しているらしい。とすれば淮河が時季によつて増水し、このあたりまで水が来ると予想できる。つまり道路の左側は淮河の広大な氾濫原であり、この時期は一部が農地として使われていたのである。

一方、右手側の地図には時おり「○○圩」という地名が出ていたが、寿县を過ぎて芍陂に近づくにつれて「田家圩」「魯家圩」といった地名が連続して現れてきた。「圩」というからにはもとは低湿地で、「圩岸」とよぶ堤防で囲んで水田を造成した場所のほずである。ただバスからの眺めではこうした地形は確認できなかったが、帰国後に衛星写真を見たところ、格子状に走る道や水路があったことがわかった。かつての「圩田」地域が耕地整理されたのであろう。ともあれ「防汛」堤防は氾濫原と住居・「圩田」地区とを区切り、後者を保護する役割

を持っていたのである。こうして昼食をはさんで芍陂に着くまでの間、都合二時間余りであろうか、見渡す限りの低湿地大平原の中を、我々のバスは走つていった。こうした特徴的景観を目の当たりにし、この平坦さこそが淮南地域における特徴的景観の一部なのであろうと実感した。この日の出発地である蚌埠から懷遠県周辺までの景観―右手側の丘陵、左手側の淮河―とはまったく異なるものであった。

ではこの地域全体にはどのような地理的、歴史的特徴があったのだろうか。村松弘一氏と福井捷朗・河野泰之氏の研究によつてまとめよう。福井・河野氏は「火耕水耨」問題との関連で、淮河の流域を大きく淮北と江淮間段丘（淮南平原も含む）および上流の南陽盆地に三区分し、調査・研究をおこなった⁽⁴⁾。村松氏は漢から北魏に至る時期の淮北平原と淮南・芍陂の歴史的環境を研究した⁽⁵⁾。われわれが通過したのはこのうちの淮北平原南部と淮南地域の一部であった。

この地域の地勢的特徴をおおまかにいえば、北流して淮河に合流する大小河川およびそれらの氾濫原であった。低湿地と微高地が連続する地域で、農地という観点で見れば、灌漑が必要な地域と排水が優先されるべき地域とが混在している。したがつて農業生産を向上させようとすればそれぞれに対応した水利施設が必要であった。微高地にはため池と灌漑用水を分配するための水路が必要であったし、低湿地には排水路や浸水防止のための堤防が求められた。たとえばこの地域の特徴としてあげられる水利施設に「陂」がある。これは一般に「ため池」と解釈されるが、それを一つの役割だけで理解するのは適当ではないことがわかった。地形条件によつては灌漑用の貯水池や井堰の役割を持つ場合もあれば、水害防止用の遊水地の役割を果たす場合もあつ

た。それぞれの地形やわずかな凹凸などの立地条件にあわせて異なる役割が与えられていたのである。福井・河野氏はこうした環境を「自然環境の蝙蝠的性格」と表現している。

歴史的にみると、淮北平原では漢代以前から陂が作られ水田の開発がおこなわれてきた。この成果を受けて、多くの陂が造成されるようになり、魏・晋期には自然環境のバランスが崩れ、水害が頻発するようになった。このため比較的新しい陂を破壊しようという議論もおこなわれたほどである。しかし北魏の『水経注』成立期には食糧生産地区として注目され、再び陂の建設が行われるようになったという。このように淮北では農業生産向上への要求と自然環境とが危ういバランスの上に成り立っていたことがわかる。一方、淮南では芍陂（安豊塘）をめぐる研究が蓄積されていた。古代から現代まで存続し、かつその水面の広大さから文献史料も多く残され、それらが研究の推進力となっていたのである。芍陂の水利施設としての機能は、一般には灌漑・貯水であったとされているが、村松氏はこの地域の特徴から考えて、遊水地としての機能、つまり水害防止機能を重視している。具体的にいえば芍陂は淮南の中心都市・寿春の都市機能を水害から守るための「生命線」であったという。広大な芍陂をはじめとする現地の状況を調査すると、こうした指摘は首肯できるものであった。ちなみに、筆者は唐・五代における淮南道の水利灌漑施設建設の記事を調べたことがあるが、関連する史料はほとんど残されていない（⁶）。史料として残るほどの大規模な工事は行われなかったものであり、おそらく北魏以降ある種の安定状態に置かれていたと予想できる。

このような地形を考えれば、かつて論争が行われた「火耕水耨」問

題に対しても相応の考え方を提示することができるが、ここでその論争に触れる余裕はない。ただ確認しておきたいのは、論争の出発点となつた史料（『史記』貨殖列伝、『漢書』地理志など）である。それによれば「楚・越」や「江南」の地域では「或火耕而水耨」（『史記』）などと表現される農業がおこなわれていたとされている。つまり淮河流域から長江下流域までの広大な、そして地勢も大きく異なる地域の農業が一括して記載されていた。このなかの「楚」地域に淮河流域が含まれるのであるが、「越」との地勢の違いは言うまでもない。こうした広大な地域で、同じような農業技術が採用されていたと考えることなどまったくあり得ない。後漢の応劭等の注釈が「火耕水耨」を単一で一連の技術として扱っていたところにそもそも無理があつた。論争の出発点から検討しなおす必要がある。なお、淮河流域の「火耕水耨」問題では『齊民要術』と関連する部分があり、別稿⁷を準備している。興味のある方はそちらも参照していただきたい。

ともあれこの地域全体ではさまざまな農業がおこなわれており、「火耕」もあつたし「水耨」もあつたと考えるのが妥当であろう。基本的に地形条件に合わせた農業がおこなわれていたと考えたい。淮河流域では、たとえば微高地の農業のために「陂」を造ることもあり、低湿地のためには「圩」を造ることもあつた。また何も手を加えず、自然にまかせる農業をおこなっていた地域もあつたであろう。人口が一定していて、生産力の向上を求めなければ、農業再生産の維持はさほど難しくなかつたと考えられる。これが現地を見てきた率直な感想であつた。

以上、農業史の問題に引き付け過ぎてしまった感もあるが、我々が

調査してきた淮河流域は大湿地平原を特徴的景観としていた。とすればこの地域で営まれた墓葬の形態も、当然こうした地形の制約を受けるところとなる。その詳細は以下の調査記録で展開されているところである。

（大澤）

（二）淮河流域の墓葬の特徴

我々は今回の旅程中、たいへん多くの墓を目にすることになった。建物が林立する都市部を一步出れば、車でも徒歩でも移動中は常に墓が視界に入るといつても過言ではない状況だった。この地域では、田畑の中、道路ぞい、村の集落の入り口にあたるところなど、人々が生き暮らしているただなかに墓はつくられていたので、当然のこととして目につくのである。

このような景観は、我々がこれまで調査してきた南方では基本的には見られないものであった。南方では田畑や集落などの平地部分に墓が作られることはない。たとえ距離的に集落に近いうちに墓が設けられていたとしても、人目につきにくい里山の中に作られていた。そのため、特に墓参しようと思わない限り、墓をみかけることはまずない。これまでの我々の調査地で、頻々と墓を見ることができたのは、ただ一か所、鄱陽湖南岸の一带（余干県）のみである。この地は鄱陽湖の水量が増えればそのまま洪水となるような低湿地が延々広がっているところ、墓を作れるような山は付近にはない。その結果としてであろうか、この低湿地帯には、この地独特の、カラーコーン形状をし頭頂部に各墓それぞれの飾りを施した墓がおびただしく点在していたのである⁸⁾。

淮河流域は条件としては余干県に近い。淮河流域はあたかも「水のある華北平原」のような景観を示していた。基本的には里山自体が存在せず平原が広がっている、墓も当然平地に作るほかはないのである。このように墓を常に見ながら生活していれば、南方の中国人から看取されるような墓へのマイナス感情もいさか薄くなるだろう。その意味で特に我々を驚かしたのは、六章で紹介される「常氏三王墓」（常氏家族墓地）である。ここは伝統的な幹線道路と思われる堤防上の道路から降りたすぐ、つまり集落の入口にあった。いかに開国功臣の子孫の墓とはいえ、二〇ほどはある墓が次々と並び立つこの地が、人々が憩う公園として整備され、住居と隣接しているというのは、南方では見ることでできない光景であった。

さて、この常氏三王墓や、三章で紹介する明清呉氏家族墓にみられるように、この地には家族墓形式の集合墓が珍しくない。移動中にみかける墓も、一基だけ単独で存在していることもなくはないが、多くは二基かそれ以上、時には五基かそれ以上の墓が集まっていることもあった。

こういった族墓形式がとられるということは、この地では南方ほどには風水にこだわってはいない、ということをおそらくは示している。そもそも風水説からいえば、山はその地下に龍脈が走りエネルギーがあるからこそ隆起していると考えられているのであるから、平原であつて山がなければ、気のエネルギーを直接受けることが難しくなる。かつ先述したように、淮河流域の汜濫原であろう一帯の田畑にも広く墓は設けられていた。墓は水没を最も嫌うものであるが、余干県と同様地理的に致し方ないのであろう。このような、風水へこだわ

ること自体が難しい地域であれば、南方でみられたような「個々人の特質に合わせた風水適地に埋葬する」慣行^⑨など実践しようもない。となれば、個々人の墓を別々に作らずに夫婦を合葬したり、またもしまとまった土地があるのであれば、家族墓を構成したりすることもできるといことになる。中国南方では見ることのできなかつた家族墓形式の墓葬を頻々と見ることができたのも、風水への志向の南方と比較しての希薄さにあろう。

なお、今回調査した蚌埠―鳳陽―懷遠―合肥という地域において、墓の形はどれも見事なまでに一致していた。土饅頭のうえにお猪口の形状をしたものが乗っているという形であり、このような墓の形式は我々は初めて見るものであった。この形を保つことは重要なことであるらしく、猪口の部分だけがコンクリートで作られているという例すらみられた。合肥は厳密に言えば淮河流域ではないが、淮河流域の蚌埠・鳳陽と同一の文化圏に属しているさまをうかがうことができた。

(佐々木)

三. 明清呉氏家族墓

明清呉氏家族墓（蚌埠市級文物保護単位）は、淮河北岸から車で北に一五分ほど、呉小街鎮呉大台村という農村にある。鎮名にも村の名にも呉の字が含まれ、この一帯に呉姓の者が多かつたことをうかがわせる。村の集落を抜けて広がる麦畑の傍らに、呉氏家族墓はあつた。墓の手前には市級文物保護単位と認定されたことに伴う石碑が立てられていたが、それによれば、市級文物保護単位として公布されたのが

二〇一〇年、立碑は二〇一四年ということであるから、史跡として認定され整備されたのはごく近年のことである。

さてこの石碑裏面には「明朝開国功臣江陰侯追封江国公呉良から近代に至る呉氏家族墓地であり明清時期墓葬二十四箇所がある」と記されていたが、石碑の先にまず目に入ってきたのは、整然と一列に並ぶ八基の土饅頭型の墓だつた。

南方では通常みることのない一族の集団墓形式である。土盛りの大きさは二メートルにもなるうかという大きさであつた。一般的な墓であれば土盛りは五〇センチ程度であるから、この八基の墓は著しい差別化が図られている。石碑によれば墓は全部で二四箇所あるということであるが、この八基以外その他十六箇所の墓とはどこをさすのかはよくわからなかつた。後述するように、墓ではなく婦宗碑は近年多く建てられていたもので、あるいは二〇一〇年時点で立てられていた婦宗碑を数えているのかもしれない。また墓に隣接する麦畑には先述したような一般的



写真1 明清呉氏家族墓
向かって右手に墓、左手に婦宗碑が林立する

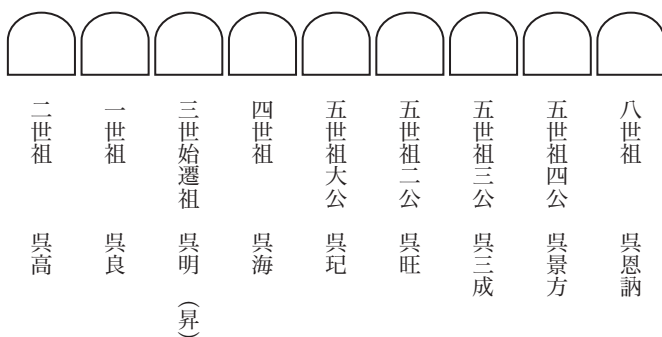


図1 明清吳氏家族墓図

な大きな土盛りで墓碑などもない墓がいくつか点在していたのが見えていたので、あるいはこれらのことを指すのかもしれない。

さて、まずは見事に整備された八基の墓の前には、二〇〇四年の立碑にかかる墓碑があり、それによれば、被葬者とその順序は図1のとおりである。

吳良を一世祖として二世と三世を昭穆にみため、以後の四世・五世そして八世を穆側に一列に展開させている形である。さてこれらの墓の墓碑に記されている者が真に埋葬されているわけ

ではないことは一見して了解される。理由の第一は、三世の吳昇（明）がこの地にはじめて移住した始遷祖として記されていることである。一世祖吳良の出身は定遠県であった。定遠は蚌埠や鳳陽の南に位置する隣県であり、この地の出身ではなかったのである。三世祖が始遷祖とされる以上、一世祖と二世祖は他の地で生き、死した人として認識されているということになる。理由の第二は、一世祖である吳良は他の地に墓があることが明らかであることである。吳良は、朱元璋に仕え、各地で張士誠軍を破って東方を平定した明建国の功臣であり、功

臣として爵位と特権が与えられ、そして死しては南京・鐘山の陰に賜葬された¹⁰。鐘山の南麓にあるのが朱元璋の陵墓・孝陵であり、吳良は功臣として陪葬される地位を得たということである。つまり吳良の墓は本来南京の孝陵にあり、ここではない。二世祖の吳高はどこで死しどこに葬られたかはよくわからない。吳高¹¹は父が賜った江陰侯の爵位を継ぎ、武將として各地を転戦したが、洪武二八年に罪を犯して広西に左遷され、さらには燕王に疎まれ、爵を削られ広西にうつされた。永楽初年に鎮守大同に起用されたことから边防策を上言したが、八年の北征にあたって病と称して参内しなかつたため、弾劾されて庶人におとされ、爵位も剥奪された。さらに洪熙元年に「往年無禮をはたらいた」との理由で海南島に流謫とされたが、吳高はすでに死去していたため、家族が強制移住させられたが恩赦により釈放された、という。この記述からみると、吳高死去時の本籍は広西であった可能性が高く、それゆえ伝承的にも、始遷祖は三世の昇（明）という位置づけになっているのだろう。

すなわち、一世祖・二世祖ともにこの地に葬られているわけではないことを公に明示しつつ、一世祖・二世祖の墓が作られているということになる。中国では実際の遺体が葬れない場合、その衣冠を埋葬した衣冠墓を作り死者を追悼顕彰するという習俗があるため、このような墓の作り方がされても問題がないのであろう。また、真に吳良がこの地に葬られているのであれば、この墓は「吳良墓」として史跡整備が行われた筈である。しかし史跡名称は「明清吳氏家族墓」であるから、吳良や吳高が真に葬られていないことを前提として史跡認定が行われていることがわかる。

付言すれば、「三世祖昇(明)」という墓碑の記載にもいささか違和感がある。呉高の子・呉昇の名は『明史』内に登場する。呉高家族の海南島への流謫の恩赦がなされてのち、宣徳一〇年に呉高の子呉昇が「嗣を乞うたが、許されなかつた」というものである⁽¹²⁾。呉高のはたらい「無礼」の記憶が薄れた時期を見計らつて、爵位の継承を目指したものであろうか。ともあれ、伝統中国では、人が複数の名を持つことは通常のことであるが、呉昇という名は正史に載る由緒ある名であり、墓碑上にあえて他の名を併記する必要を感じられない。また併記された明という名は、昇と同一輩行にあることも示された族内秩序的に確定的な名であつて、同一人物が明と昇という二つの名前を使い分けていたということもいささか考えにくい。本来的に別の人物であつた呉明が呉昇に仮託されて、呉良直系の系譜にこの地の呉氏の系譜が接合された可能性が考えられる。

以上のような墓の状況を見ると、この明清呉氏家族墓は、呉氏一族の結集のために作られた祖先顕彰の装置という意味合いが強いように思われる。この装置作成がいつ行われたのかであるが、一九九五年刊行の『蚌埠市志』⁽¹³⁾には明清呉氏家族墓の記載はない。呉良墓といつたそれをうかがわせる記載もない。本書は市内の古墓葬として一六か所を挙げるなど、充実した記載ぶりであるにも関わらずである。そして本家族墓が市級文物保護単位と認定されたのが二〇〇五年であるから、二〇〇五年から一〇年以内に整備がされた可能性がある。そして一族の結集の装置のための墓という性格を特に表しているのは、八基の墓の前に林立している、「帰宗碑」である。墓墳を伴わず、平地に墓碑のような碑がずらりと一正確には数えなかつたが五〇近くあつた

だろうか―立ち並び、その上部には「帰宗碑」と記されていた。帰宗碑の中央には「〇世祖△□霊之位」と記される。帰宗碑という語からして、外地に移住しその地に埋葬された者について、本貫の地に墓碑(のみ)を立てたということの意味しているのであろう。「△□之墓」ではなく「△□霊之位」という表現がされているのも、遺体を葬つた墓ではなく、霊魂の依り代となる位牌、あるいは「まつり墓」的なものであることが明確に示されている。碑の表面には立碑者として十数名の族人の名が彫られているものもあり、碑自体が個人の魂の依り代であることを越えて、一族内の共同事業の実施記念碑としての機能を果たしているのであろう。

これら帰宗碑の周辺には、爆竹の赤い燃えかすが散らばつて残つていた。我々がここを訪れたのは四月二十九日で、今年の清明節は四月五日であつた。おそらくは清明節において、帰宗碑を墓とみなしての墓参の行事が行われたのであろう。

このような「帰宗碑」の機能は、他の地、他の宗族では祠堂やその内部に収められる位牌という形で果たされるものであり、これまでの我々の調査でもしばしば見てきたものであつた。しかし墓という形式をとつて、墓で行われるという形は今回の明清呉氏家族墓が初見であつた。淮河中流域では日常のなかに墓があり、墓に対する忌避的感覚が比較的薄いからこそ、祭の場として、そして一族結集の場として墓が用いられるのかも推察されるが、その推察が正しいか否かは淮河流域と同様の環境下にある平原地域の祖先祭祀のありようを調査する必要があり、今後の調査を俟ちたい。

(佐々木)

四、湯和墓

『明史』巻一二六湯和伝などの記述に依拠すると、湯和の字は鼎臣、明の濠州（安徽省鳳陽県）の人で、朱元璋（のち明の太祖）と同郷であった。湯和は、元末に郭子興が挙兵するとこれに帰順し、子興の死後に勢力を受け継いだ朱元璋に付き従った明朝建国の功臣である。彼は武人として名を馳せ、対倭寇の沿岸警備にも尽力したため、中国では「抗倭英雄」の一人としても知られている。

湯和墓から出土した墓誌によれば、湯和は元の泰定三年（一二三二）八月二四日に生まれ、洪武二八年（一三九五）八月七日に没している。太祖はその死を悼み一日喪に服すとともに、使者を遣わして吊祭し、東甌王を追贈して、襄武と諡した。『明史』湯和伝によれば、死の前年には太祖みずからが、病床の湯和を見舞っている。明の太祖は猜疑心が強く、所謂「空印の案」や「胡藍の獄」などにより、功臣や知識人たちを次々と粛清するものの、湯和はこれらを逃れて生涯を全うできた。これは、太祖の幼なじみということに加えて、酒脱で策略家といった性格が功を奏したからだと推察される。

さて、湯和墓は一九七三年に道路の建設工事に伴って実施された発掘調査の後に整備され、二〇一三年には全国重点文物保护单位となり、現在は「湯和墓古迹園」として石室内部も含めて一般公開されている。ただし、公園の周囲は塀で囲まれており自由に出入りできるわけではない。今回は曹山路沿いにある入場門から入園した。開門時間は午前八時三〇分より一時三〇分までと、午後二時より五時三〇分までとなっている。



写真2 湯和墓

なお、湯和墓発掘時の状況や墓誌の録文は、蚌埠市博物館「明湯和墓清理簡報」（『文物』一九七七年第二期、以下「発掘簡報」と略）に載せられている。また、蚌埠市の名所旧跡としてウェブ上にも多くの情報があり、百度百科（<https://baike.baidu.com/>）の湯和墓の項目は、現状も含めて詳しい説明がなされている。本章では実際の見聞記録に基づきつつ、これらも適宜参照している。

湯和墓は蚌埠市東部にある鳳陽県の西北に位置し、淮河南方の曹山南麓に築かれた円形墳墓で、墓の西側には蚌埠市の名勝である龍子湖を望む。「発掘簡報」によれば、発掘時に残存していた墳墓の盛り土は七層からなっており、高さは約三三〇センチ、墓前の神道の長さは二二五メートルに及ぶという。墓から南に延びる神道の両側には、北

から順に石製の文官、武官、獅子、跪羊、馬、柱が対になって置かれている。これらの石像は「発掘簡報」にも記録されているものの、現存のものは全てが当時のままかどうかは定かではない。神道南端の石柱からさらに五〇メートルほど南には神道碑が現存する。碑文は摩耗して両面ともにほぼ判読不可能で、唯一、碑陰上部の篆書碑額が「勅賜故東甌襄武王神道碑銘」と解るのみである。なお、神道碑銘の本文は方孝孺の『遜志齋集』巻二二に収められており、碑文の内容をうかがい知ることができる。

墳墓の前には近代に造られた祠堂が置かれ、祠堂内部の左手に地下の玄室（墓室）へと降りる階段がある。玄室は前室、後室、側室の三部屋からなる。前室は幅三・八七、奥行二・五九、高さ三・六メートルで、中央に正方形の墓誌がある。墓誌の上には墓誌蓋が置かれた埋葬時の状態となっており、本文を目にすることはできなかった。特に明示はないが、墓誌および蓋は展示用複製品の可能性が高いであろう。

後室は幅三・九六、奥行六・二、高さ三・六メートルで中央奥に朱に塗られた木製の棺（複製品）が置かれている。頭頂部には穴が空いており、「発掘簡報」によれば、これは盗掘穴で、発掘時に墓室はかなり荒らされており、湯和の遺骨も棺の外に放り出されていたという。また、後室の左手（西側）には幅一・六二、奥行二・四、高さ一・七八メートルの狭い側室がある。「発掘簡報」では、「女性の棺が置かれていたが、発掘時には腐食して原形を留めていなかった」というから、これを信じるならば夫婦合葬墓だと考えられる。

前室と後室は「磚石結構」（煉瓦積みによる構造物）となっており、

磚の一部には文字や記号が書かれている。中にはパスパ文字かと思われるものもあつたが、いずれも判読できなかった。天井部分のアーチ状の曲線は、後で立ち寄った中都城址に残る明代城壁のように精巧で美しい。前述した広い墓域や神道に整然と並ぶ石像などから総合的にみて、湯和墓は明朝建国の功臣の墓として遜色ない造りだと言えるであらう。（小島）

五. 明の太祖と龍興寺

(一) 伽藍配置

四月三〇日夕刻、われわれは明の太祖・朱元璋が洪武年間に重建したとされる鳳陽県龍興寺に向かった。正面の山門（牌楼・牌坊）をくぐると天王殿がある。その後ろには大悲亭があり、左右には御製龍興寺碑と第一山碑が立っている。大悲亭は、六角亭ともいい、正面の揭示パネルによると一九四一年に建造されたものであり、これに用いられている碑は明代の遺物であるという。十八臂観音（千手観音）を供養する。後述する朱元璋撰の御製龍興寺碑は幾たびもの兵火、現代における文革を経て破壊され、今日の碑文末尾には二〇〇四年八月八日の年月日が刻まれている。御製龍興寺碑の後方には客堂が建っている。同じく朱元璋の書した第一山碑もここに重立されたものである。さらに進むと明の太祖・朱元璋を祀る明太祖殿が立つ。もちろん明の太祖と龍興寺との関係から生じた他の寺院にはみられない殿宇である。さらにその後ろには二層の玉佛殿（一階）・藏経楼（二階）がみえる。その右手に七佛寶塔が聳える。さらに奥には五百羅漢

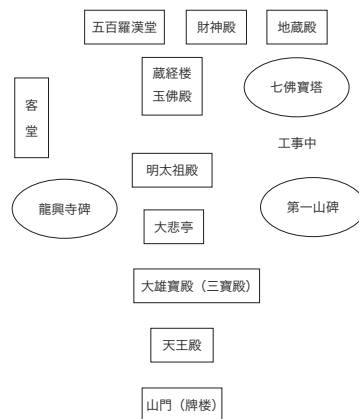


図2 龍興寺伽藍配置図



写真4 大雄寶殿



写真3 御製龍興寺碑

堂・財神殿・地藏殿が並ぶ。まだ工事中の建物もあつたが、これが現在の龍興寺のすがたである。寺内の僧侶にうかがつたところ、住持の名は果寛、監院の名は永聖、僧侶は一五名ほどということであつた。

(二) 朱元璋と龍興寺

朱元璋と仏教との関連をつたえるものとしては、まず青年期に寺僧となつた記事が挙げられる。『明史』卷一太祖本紀によれば、

至正四年、旱蝗、大饑疫。太祖時年十七、父母兄相繼歿、貧不克葬。里人劉繼祖與之地、乃克葬、即鳳陽陵也。太祖孤無所依、乃入皇覺寺為僧。

とある。すなわち至正四年（一三四四）、朱元璋（幼名は朱重八）一七歳のとき大飢饉（淮河一帯の干ばつ）が襲い、父母や兄たちを亡くした。のこされた親族によつて朱元璋は、ひとり皇覺寺にあづけ入れられ寺僧となつたわけである。ただこの寺も錢米に困窮し、朱元璋は数か月足らずで乞食放浪を余儀なくされ、至正八年寺に戻つた。周知の通り、やがて朱元璋は紅巾軍支派の郭子興軍団に身を寄せ、郭子興病没後は軍団を統率することとなる。叙上の皇覺寺については、光緒『鳳陽府志』卷一五、古蹟攷、皇覺寺および光緒『鳳陽縣志』卷四、寺觀、皇覺寺では『鳳陽新書』を引き、「元代に皇后が生まれた際、兵乱に遭いその母が鳳皇山の碧雲庵に捨てることとなつた。道人がこれを見つけ隣家に送り届け養育した。長じて宮中に入り皇后となり、詔して寺を建てその祖先を祀つた。ゆえに皇覺寺となつた。また於皇寺とも称した」と伝える。巷間、朱元璋がかつて出家した寺院名については、何ら注記もされず皇覺寺であつたり於皇寺と称したり、混乱を来すことも多い。

さて、龍興寺については、地方志等によると光緒『鳳陽府志』卷一五、古蹟攷、龍興寺や光緒『鳳陽縣志』卷四、寺觀、に詳述されている。『安徽通志金石古物考稿』六、石刻、墓誌五、明には朱元璋撰「御

製龍興寺碑」（洪武十六年歲在癸亥九月吉日立、中書舍人□延鉉謹書）が採録され、洪武年間に太祖・朱元璋によって本寺が重建されるまでの経緯を述べている。同碑は光緒『鳳陽府志』においても「明太祖龍興寺碑」として掲げられている。なお本寺で入手した許邦惠『龍興寺』（本寺の配布書、奥付なし、一九九六年后記、本文一二五頁）には、この碑文が訳出されている。ここでは「明太祖龍興寺碑」冒頭部分を掲げてみよう。

寺昔於皇、去此新建十有五里、奠方坤位、乃於皇舊寺也。寺始刹之由、爲因累經兵廢其焚脩者不一、況前無刊石可稽、故失始刹之由。但知昔宋時、先爲金所廢、後亦爲元所廢。諸僧因兵而雲水、不知何之者、其數無紀。惟一僧名宣者亦被傷入鐘離舊城東巔廟焚脩。後金亡、宋終、元定天下。其宣者出城、於瓦礫中、建茅宇而度弟子、以成其寺、應供是方。宣在宋末元初、作開山住持。師徒相繼、傳至住持僧德祝。於元至正十二年、群雄並起、寺爲亂兵焚。瓦礫荆棘三十二年、朕常思之。……（傍線部分は□囲み）

さらに『明太祖實錄』卷一五六洪武一六年九月条にも、龍興寺が重建された当時の様子を簡潔に記されているので挙げてみよう。

甲子、建鳳陽大龍興寺成。寺即舊於皇寺也。自宋有之、爲金所廢。元時有僧名宣者、復創寺、宣卒、德祝高彬繼之、元末寺復廢。至是重建。經始於四月朔、是日落成。去於皇舊址十五里。於是賜名曰大龍興寺。上自爲文記之。佛殿・法堂・僧舍之屬、凡三百八十一間、計工二萬五千、賞工匠士卒鈔二十五萬三百有奇。詔僧善杞・文彬主之。賜善杞號曰顯密法師、文彬號曰善世法師。善杞德祝之弟子、文彬揚州地藏寺僧、應召至、皆年高有戒行。

すなわち、明の太祖によって洪武一六年九月甲子（二四日）、鳳陽の龍興寺が完成したわけであるが、龍興寺の前身は於皇寺（皇覺寺）であるという。於皇寺（皇覺寺）は宋代には存在し、金軍の侵攻により廢寺となった。元代には、宣という僧侶が寺を復興させ、宣示寂の後、德祝高彬がこれを継いだ。元末、寺はまた廢寺となった。太祖は「朕常に之を思う」として寺の復興を思い描き、ここに至り寺は重建、落成をみた。ただし明の太祖が重建した龍興寺の位置は、焚脩等の利便を考え於皇寺（皇覺寺）旧址から十五里離れた場所にあった。ちなみに許邦惠『龍興寺』では、明清史学研究者、王劍英の一九七四年における現地での調査・考証を援用し「於皇寺の原址は皇城の西南」であったことを紹介する。

太祖は大龍興寺の寺額を賜い、みずから記文を撰した。佛殿・法堂・僧舍の類いは、すべて三百八十一間、工人は二萬五千人、工匠・士卒に報奨として鈔二萬三百ほどを与えた。詔して僧善杞と文彬を首主として迎えた。太祖は善杞に顯密法師、文彬に善世法師の法号を与えた。善杞はかつて於皇寺（皇覺寺）の住持であった德祝高彬の弟子であり、文彬は揚州地藏寺から迎え入れた僧であり、二人とも年功を積んだ徳行のある僧侶であった。太祖は翌年五月庚申（二三日）、大龍興寺に米二百石を賜つてもいる（『明太祖實錄』卷一六二洪武一七年五月）。次の太宗の時代になつても龍興寺は皇帝の御前道場として別格の扱いをうけていることがわかる。例えば、礼部が「萬壽聖節宴」、つまり皇帝の聖節（聖誕）を祝う宴を開催する際、百官の位階に応じてその場所をあらかじめ決めようとして上呈し、皇帝が命じたなかに「四品以上文武官、諸學士、及在京僧道官、大龍興寺住持」と列記されて

いるごとくである（『明太宗実録』巻一九永樂元年四月庚申（一四日））。さて、このほか明の太祖朱元璋は、龍興寺に関して「第一山碑」「御製敕僧文」などをのこしたが、とくに後者は龍興寺内に生活する僧侶らの規範集であり、皇帝として撰述した寺内の大衆を律する文章は、いわば皇帝作成の清規とでもいう内容であり、特異である。先述した許邦惠『龍興寺』の中にも「御製大龍興寺律僧法」と題して、全文が掲げられている。

（三）肉身菩薩

龍興寺において僧の墓塔を実見することはできなかったが、「明太祖殿」内にて朱元璋を祀る部屋の隣に「通幻和尚」の像が祀られているのを遇目した。掲示された「通幻和尚簡介」によれば、その梗概は以下の通り。

通幻和尚の俗名は斉治平、一九一八年生まれ、原籍は河南省固始県の人である。幼い頃より葷腥（なまぐさい野菜・肉）を食らわず、念仏修行をしていた。党の十一屆三中全会以後、宗教信仰の自由政策が始まり、斉治平は一九八一年、安徽省九華山にて念仏修行をし、八二年、九華山華天寺の明心法師のもとで剃髪・得度し沙弥僧となった。法名は通幻。得度後は苦行をつづけ、戒を師とした。八四年、江西省雲居山真如寺で具足戒（一人前の僧侶としての戒、『四分律』では二五〇戒）を受けた。九三年、龍興寺の住持慧慶法師のもとに依じて龍興寺の復興事業を手伝うこととなった。通幻和尚は日常生活においても終日弥陀念仏を唱え、戒律を厳しく守った。生前大病もせず、痛苦なく往生した。九七

年一月二六日示寂す。本寺の方丈慧慶法師は通幻和尚示寂回向の法要をいとなんだ。二〇〇〇年八月二〇日、通幻和尚の遺体を安置した缸を開けたところ肉身（肉体）は腐らず、顔面も生きて

いるかの如く、筋骨もはつきりとし、肌にも弾力があつた。このように高僧の圓寂後、肉身（肉体）が腐らない、これが「肉身菩薩」として祀られる所以である。じつは九華山には過去にいくつもの「肉身菩薩」がみられ、龍興寺においてもその信仰の一端がみられたわけである¹⁴⁾。

（石川）

六. 常氏三王墓と遇春園（常氏家族墓地）

元末、紅巾軍に従った常遇春は、至正一五年（一三五五）朱元璋に投じ、陳友諒・張士誠集団の平定、大都攻略などで、相繼いで軍功をあげた明の開国功臣である。洪武二年（一三六九）、開平府を落とした帰路に病没し、後に「開平王」に追封された¹⁵⁾。

遇春の墓は南京・鐘山にあり¹⁶⁾、我々が訪れた懷遠県常墳郷の「常氏三王墓」とは、遇春の功によつて同じく「開平王」に追封された曾祖父・常四三、祖父・常重五、父・常六六の「三王」の墳墓である。三王墓は、高さ二メートル余の三つの封土が（一部重なりつつ）横に連接したような形状で、それぞれの封土の前に、左から右へ、六六・四三・重五各夫婦の墓碑が立っている。封土の周囲を固める煉瓦も墓碑もごく新しいものである。

この三王墓およびそれに隣接する一族の墳墓群が「遇春園」として整備されている。

二〇一四年に刊行された『中国文物地図集 安徽分冊』（中国地図出版社）の「常氏家族墓地」の項には、「係明代開國功臣常遇春曾祖・祖父母・父母墓、計三座。占地面积約一万平方米、封土已平。」⁽¹⁷⁾と記されていること、また墓碑の材質・意匠が墓園内に数多く見られる「遇春園管理委員会二〇一八年清明立」と結ばれている石碑と同じであることから、二〇一八年に封土もふくめて再建・整備されたものであろう。我々がこの地を訪れたのが二〇一九年五月一日であるから、再建後まだ一年ほどしか経っていないわけである。いずれも、二〇一八年の清明節に立てられた碑文に見える「遇春園拡張二期工程」によるものであろう。

墓園の一角、高さ三メートル余の基壇の上に「常遇春紀念館」が建設中であつた。内部にはすでに高さ約二メートルの遇春座像が据えられ、「勇動風雲」の扁額も掲げられてはいたが、数名の労働者がなお内装工事をしている段階であつた。紀念館の周囲には一族の何名かの「功德碑」と寄付者リストの石碑が立てられており、その数は十数個に及ぶ。

この墓園全体は「遇春園」と名付けられており、正確には数えていないが、清代以降の封土（と墓碑）がおよそ二〇はあつたであろう。墓園前方には二〇メートル四方ほどの石版で舗装され、児童遊具も設けられた広場（兼駐車場）が、また墓園内には公衆トイレも整備されていた。漢族には「月命日」のように日常的に墓参する習慣はないため、清明節の掃墓のための整備事業としてはミスマッチである。思うに「遇春園拡張二期工程」の目論見は、掃墓・祖先祭祀の便を図り、一族の親睦を深めることではなく、忠臣・猛将としてドラマなどにも

登場する常遇春を顕彰するところにあるものであろう。

三王墓の神道の脇に洪武二年一〇月の銘のある遇春の神道碑が立っていることも、右の推測を補強してくれているのではないだろうか。三王墓はもとより遇春本人の墓ではない。敢えてここに遇春の神道碑を据えるのは、この墓園が「家族墓（群）」から宗族ブランド向上のための施設に変質していることの傍証であらう⁽¹⁸⁾。

右にあげた常遇春紀念館周辺の「功德碑」や寄付者リストの名義は、管理委員会のものをのぞけば全て各地の「常姓文化研究会」となっていた。二〇一八年、福建省浦城県を調査した際、当地の呉一族は「呉氏文化基金会」として各種の活動を行っていた⁽¹⁹⁾。近年の祖先顕彰には、「族文化」というキーワードがあるようである。今後調査・考察を進めるに当たって、この傾向の発生・普及時期や、その政策的背景などに留意すべきとの示唆・課題を与えられた調査地であつた。

（戸田）

七. 王亜樵家族墓

王亜樵墓は合肥市瑶海区原磨店郷王圩村にある。付近に史跡や墓地を示すような表示などがなく少々迷つたが、通りから雑草地の向こうに墓らしきものが見えかくれしていたため、試しに草地に分け入って行ってみたところ、そこは公墓だと思われるところで、様々な姓の人々の墓が密集していた。その最も奥まったあたりに、整然と一列をなす形で王亜樵家族墓はあつた。この地に特徴的な、土饅頭の上に杯を載せたような形の土墳の前に、墓碑が立ち並んでいた。

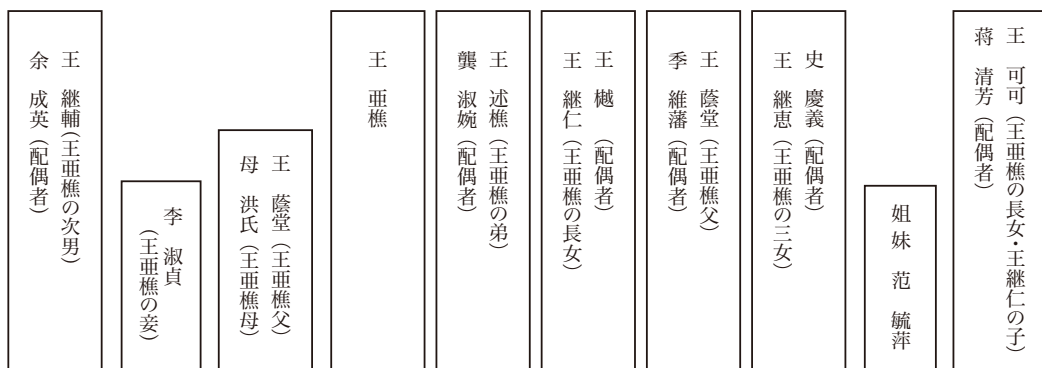


図3 王亜樵家族墓図



写真5 王亜樵家族墓

王亜樵は民国期の著名な暗殺者であり、安徽省出身者を構成員とする暗殺集団・斧頭帮の首領であった³⁰。彼は蒋介石政権の要人や日本軍人を暗殺した暗殺計画に関与したことで、共産党政権からの評価は高い。二〇一一年、本墓が合肥市の重点文物保護単

位に指定されたことを示す記念碑の裏面には、次のように王亜樵とその墓の概略が紹介されていた。

王亜樵（一八八七―一九三六）。抗日英雄、民族志士。安徽省合肥に生まれる。一九一二年に社会党に参加し、社会党安徽支部長をつとめる。一九一六年に反袁護法を宣伝する。一九一八年南方代表として上海に赴き南北講和に参加する。一九二七年、四一二事変ののち多方面の反蔣勢力と関係をむすび、蒋介石、宋子文、汪精衛の刺殺を画策し、世にその名を知られた。一九三二年淞滬抗日義勇軍司令をつとめ、十九路軍と積極的に連携して抗日活動を行い、人を送り込んで日本派遣軍司令陸軍大将白川義則を爆殺し、翌年福州へ赴き福建人民政府に参加した。三六年一〇月広西梧州で国民党の特務によって刺殺された。王亜樵の遺骸は一九九七年に広西梧州から上海に運ばれて茶毘に付された後、合肥市王圩村の公墓に埋葬された。ほか家族六人がここに埋葬されている。墓はみな東向きで王亜樵墓は南から北へ向かって三基目の墓である。

この碑によれば、埋葬されている家族は六人、王亜樵墓は三基めの墓だということであるが、実際にはその後新たに墓が増え、現在では被葬者は一七人、南から北へ四基目の墓が王亜樵墓であった。なお、百度百科 (<https://baike.baidu.com/>) の王亜樵墓の項目では、被葬者についても最新の状況が反映された説明がなされていた。具体的な墓の並びは図3の通りである。

被葬者各人の墓碑の記載によれば、この地に最初に葬られたのは王亜樵ではない。一九八九年にまず王亜樵の父母と李淑貞の墓がつくら

れ、その後、王亜樵墓が広西梧州からこの地に移葬された。そしてその後、現在まで陸続として王亜樵の子や孫の墓がここに作られ、現在の家族墓の状況が生まれたのである。つまり被葬者は二〇世紀前半に生きた人物であつても、本墓が作られたのは家族観を大きく変容させている現代ということになる。

中国南方の、そして宋代を中心とした前近代の墓を見てきた我々にとって、淮河流域の現代の墓であるこの王亜樵墓は様々に興味深かつた。

被葬者という点から注目されるのは、まず第一に嫁出したむすめとその夫（長女継仁とその夫の王樾夫妻、三女^①継恵とその夫の史慶義夫妻）が、王氏家族墓に葬られていることである。伝統的には、嫁出したむすめは婚嫁先の祖墳に夫と葬られるべきであり、たとえ夫と離婚したとしても実家の墓地に葬ることはできなかった筈であつた^②。しかしそういった「原則」がここには働かず、むすめたちは夫とともに実家の墓地に葬られている。彼／彼女らの子孫はここに墓参するたびに、母系の系譜を再確認し続けていくことになる。双系的な家族観も生じていく可能性もあろう。第二には、王家からみて母族や姻族にも属さないさらに遠い親族であつてもこの家族墓地に葬ることが出来ており、上述の第一とも関わるが父系原則に囚われず埋葬が行われていることである。そのことを示しているのは「姐妹 范毓萍之墓」である。

范毓萍がどのような人物かは判然としないが、王継恵・史慶義夫妻と同一の墳墓に合葬されていること、また范毓萍墓の墓碑の立碑者名には、王姓の人物は一人もいない反面、史姓の人物が弟として四人刻

まれている（王姓の名はない）ことから考えると、史慶義の親族で被葬者は未婚のまま亡くなった女性であることは間違いない。百度百科の王亜樵墓の項には、范毓萍は早逝した外孫女と記載されている。確かに、王継恵とその夫史慶義夫妻墓に子として記されている史姓の人物と范毓萍墓に弟として記されている史姓の人物は同一人物であるようにも見えるから、その可能性はあると思われるが、ただし問題は史姓ではなく范姓を名乗っていることである。史慶義からみて異姓もちかつ自身の子と姐妹関係にあるのは①自身のむすめであるが、他家へ養子に出て姓を変えた②自身の姉妹が嫁ぎ産んだむすめを引き取つて養育した③自身の母方の叔母が嫁ぎ産んだ子ないしむすめからうまれたむすめを引き取つて養育した、のいずれかである。しかし①③のいずれにしても、父系親族関係こそを正統とする親族観念を念頭におくかぎり、范毓萍は王家とは関係がかなり遠いといわざるをえない。その范毓萍をこの王氏家族墓に葬つてかまわないのであるから、父系以外の者の埋葬を排除するといふ論理は働いていない。第三には、妾の地位について些かうかがうことができることである。この王氏家族墓では夫妻合葬の原則が基本的に堅



写真6 史慶義王継恵墓・范毓萍墓

持されている。ただし王亜樵だけは妻と合葬されていない。「王亜樵年譜」²³によれば、一九一〇年、王亜樵二一歳のときに農家のむすめ王淑英を娶っている。王淑英の名は、王亜樵の父母王蔭堂・洪氏墓にも「媳」としてその名が記されていたが、王淑英墓がこの地に葬られなかった理由は現時点では未詳である。ただし、妾の李淑貞の墓はある²⁴。しかしその位置は王蔭堂・洪氏墓の墓をはさんで隣側であり、合葬される形にはなっていない。王亜樵を広西からこの地に移葬する際、合葬なりせめて並葬の形をとるように墓を再整備することも可能だった筈であるが、それはされなかった。妾であったからであろうか。また李淑貞の墓碑に「叩立」として記されているのは王継輔・余成英夫妻、王継恵・史慶義夫妻のみであり、長女王継仁夫妻や長男王継哲夫妻の名はない。墓碑によれば李淑貞は一九〇七年生まれ（一九三三年没）であるから、少なくとも一九二一年生まれの長女王継仁の実母である可能性はない。このことから考えると、あるいは李淑貞は王継輔・王継恵の実母であるのかもしれない。ただし王継輔・王継恵が李淑貞の実子であったとしても、他の墓と異なるのは、王継輔・王継恵の子孫について記されていないことである。王蔭堂・洪氏墓には、「李淑貞」の名は「媳 王淑英」の標記に並べてきざまれているから、一族の一員として認知はされているけれども、その関係は母子の一代で終わるといえることは示されているのかもしれない²⁵。

また如上の検討中でも触れてきたように、本家族墓には、被葬者の子孫等立碑者の名が記されており、あたかも族譜のような役割を果たしている。墓碑の記載を総合し、王亜樵年譜の情報も加えて再構成したのが図4である。

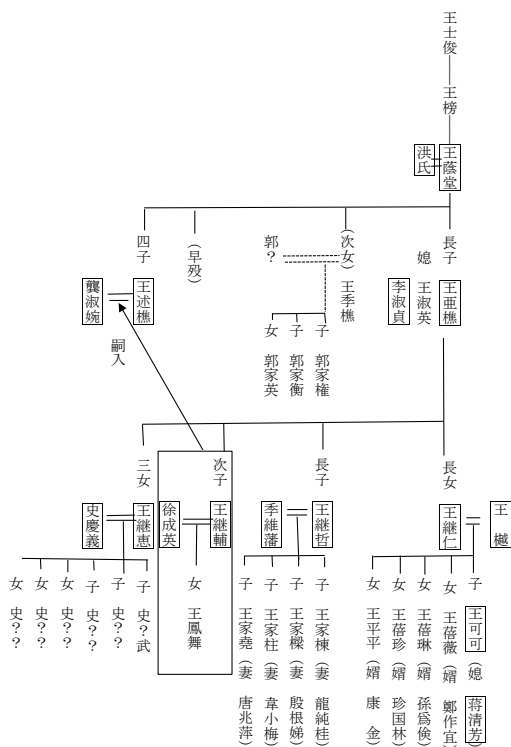


図4 王亜樵家族系図
□囲みの人物名は本墓被葬者

墓碑の書かれ方からは、かつては存在していた強固な父系制がゆるいでいる点をやはり見て取ることができる。父系制が強く意識されていた時代において、子孫として墓碑に刻入するならば、被葬者の男子・男孫のみに限られていただろう。しかし本墓では、男子・男孫の妻はもちろん、むすめ、さらにはむすめの夫も全員刻入される。また注目されるのは、子について男女を問わず年齢順で「第一子」「第二子」と数えるという感覚があったことがわかることである。たとえば王蔭堂・洪氏墓碑において、王亜樵の弟王述樵は「四子」と記載されている。しかし王亜樵年譜によれば王述樵は四男ではない。王亜樵と王述樵の間にはむすめ王季樵と早没した子がおり、その二人を数えて四番目の子が王述樵であるから、王述樵は「四子」なのである。王亜樵墓碑でも子の記載順は長女、長子、次女、三女と、男女無関係に年齢順



写真7 王亞樵墓碑 外甥・外甥女の記載がある

となっている。ただし、この原則は貫徹していない。王蔭堂・洪氏墓碑において孫の代については男先女後で記載され、まず男長孫繼哲夫妻、次孫繼輔夫妻と記され、その次に長孫女王繼仁夫妻、次孫女王繼惠夫妻と記される。繼仁のほうが繼哲よりも年長にもかかわらずである。そして曾孫としてその名が刻まれるのは、長子繼哲夫妻の男子四人に限られる。父系の継承されている面とゆらいでいる面との両者を併せ見ることが出来るかといえようか。

また、むすこがない場合、むすめが父母の喪主となれることも確認できる。王繼輔の子孫として記されているのはむすめの名一人のみである。ただしこのような事態は前近代でも往々にして生じることであるから実際には行われていたと思われるが、墓碑という場で我々が

見るのは初めてであった。

さらに王亞樵墓に興味深いこととして、外甥や外甥女が墓碑に名が刻まれ、墓碑というオフィシャルな場で舅甥関係が見られることがある。外甥・外甥女は自らの姉妹が嫁ぎ先で生んだ子女のことであるが、王亞樵墓碑には外甥の郭家権・郭家衡および外甥女の郭家英三人の名が記され、各人が「率子女」と記されている。彼ら外甥・外甥女にとつて、王亞樵は母方オジ(舅)に相当する。舅甥の間には特に親密な結びつきがあることは中国史研究上指摘されてきたことであるが、それは父系親族でないインフォーマルな関係であるからこそ親密にできることが指摘されてきた。その舅甥関係が墓碑上というフォーマルな場においても表記することができているということに興味深い事例である。またその関係が男子たる甥との間だけでなく、女子たる甥女の間にも築かれ、さらにその関係が甥女一代に止まるものではなく、甥女の子やむすめにも受け継がれるものとされている可能性も読み取れよう。

(佐々木)

八. 包拯墓、包拯家族墓、包公祠

(一) 包拯の略歴と家族

包拯(九九九〜一〇六二、字は希仁)は、名裁判官として中華圏では広く知られる北宋の官僚である。一般に包公、包青天の名でも知られる。青天とは清廉な官僚の意味である。後世、彼を主人公とした包公案と呼ばれる裁判説話が生まれ、演劇の演目としても上演されるようになり、広く民衆に親しまれた。

清代の通俗小説である石玉崑の『三俠五義』には彼の活躍ぶりが描かれており、清末の考証学者の俞樾（号は曲園）はそれを改編して『七俠五義』を執筆している。現在でもこうした包拯の説話は中華圏で人氣が高く、度々ドラマ化もされ、近年も「開封府伝奇」（邦名…開封府）北宋を包む青い天）が放映されて話題となった。

包拯は、北宋の咸平二年（九九九）に廬州の合肥県で、後に虞部員外郎となる包令儀（字は肅之）の息子として生まれた。二九歳の時に科挙の進士甲科に合格したが、父母の世話をするために任官はせず、妻の董氏（武昌県令董浩の娘）と両親の世話をした。

なお、包拯には二人の兄がいたが亡くなっていた。また、初め張氏という女性と結婚していたが、彼女が亡くなったため、董氏と結婚していた。董氏との間には、包縉という男子も生まれている。その後、両親を見送り、喪が明けると、三九歳の時に揚州天長県の知県となった。『宋史』などによれば、この時に、有名な「盗割牛舌」の名裁きを行ったとされる。

その後、監察御史や各路の転運使を務め、さらに三司戸部副使、そして天章閣待制、知諫院となり、不正官員の弾劾を行った。五三歳の時には、長男の包縉が崔氏と結婚した。この頃が包拯にとっては人生で一番幸福な時期であったと思われる。五四歳の時には、龍閣閣直学士を与えられたが、翌年に、突如将来を期待していた包縉が病没するという不幸に見舞われ、傷心の包拯は地方勤務を願い出て、各地の知州を務めた。

その後、五八歳の時に、権知開封府（開封府の長官代行）に抜擢され、裁判で手腕を発揮し、中央政府で活躍するようになった。また、息子

がいなかったため、孫氏を妾に迎えた。六〇歳の時には、御史中丞になり、孫氏との間に次男の包綬（またの名を縉）も生まれている。さらに六三歳の時に、三司使（財務統括長官）となり、さらに枢密副使（軍政を司る最高機関の副長官）となり、妻の董氏も永康郡夫人の称号を得た。しかし、嘉祐七年（一〇六二）に突如病気になり、在職のまま六四歳で亡くなった。

この時、息子の包綬はまだ五歳であった。葬儀は信頼を寄せていた仁宗皇帝が自ら執り行い、礼部尚書の官職と孝肅との諡が贈られた。包拯には娘が二人おり、一人は県の主簿を務める王向に、もう一人は国子監主簿の文效に嫁いでいたが、包綬が幼いため、樞は、文效が故郷の合肥県に運び、この地に葬られた。

なお、包拯の妻の董氏は、熙寧元年（一〇六八）に六八歳で病没している。また、包縉の妻の崔氏は、節婦として知られ、包縉亡き後、さらに縉との間に生まれた息子の文輔も亡くなったため、包拯らが再婚を進めたものの再婚はしなかった。節を二十年間守っていたことにより、哲宗皇帝から永嘉郡君の称号を賜っている（詔勅の起草は蘇軾）。のちに包氏一族の包永年（一〇七〇〜一一二〇）を包縉の養子（継子）として育てあげ、また、包綬の養育も行なっている。

包綬は、仁宗皇帝が、彼が幼いことを憐れみ、官職を授け、その後も大理評事などの官につき、四八歳で亡くなっている。包綬は初め職方員外郎張公田の娘と結婚したが彼女が亡くなったため、北宋の名宰相として知られ、かつて包拯と親交があり、科挙に同年に合格した仲でもある文彦博（一一〇五〜一〇九六）の娘と結婚している。なお、包綬には包康年、包彭年、包耆年、包景年という四人の息子がいたが、

包康年、包彭年の二人は早世している。

包拯については、張国華『包拯身前身後事』（中国経済出版社、二〇〇二年）、程如峰『解開包公墓之謎』（香港天馬出版有限公司）、同『包公墓再生緣』（香港天馬出版有限公司）、李開周『包公原来是這樣』（中国法制出版社、二〇一九年）など多数の書籍がある。本稿の内容を執筆するに当たってはこれらの書籍を参照した。

（二）包拯墓、包拯家族墓

包拯墓は、合肥市中心部にある包公園（包園）の中にある。この公園はその名のとおり、包拯を記念するテーマパークで、国家AAAAA級旅遊景区（旅行観光地）や全国廉政教育基地、安徽省愛国主義教育基地に指定され、人気観光地かつ研修場所になっており、毎年、包公文化節というイベントも開催されている。

広さは三四、五ヘクタールと広大で、かつて合肥県の県城の堀の一部であった包河と言う一五ヘクタールもある細長く大きな湖を中心に、包拯を祀った包公祠や包拯の墓、包拯生誕一千年を記念して建設された清風閣、古建築風の建物がある浮荘などの観光地が点在している。池沿いには緑豊かで趣深い風景が広がり、遊歩道も整備されており、散策やジョギングをするには最適な環境である。私たちが訪れた日も地元の人々や観光客で非常に賑わっていた。

包拯墓は、もともと市の郊外の大興集（旧名は公城郷公城里）というところにあった。ところで、包拯墓とされるものは実は河南省の鞏義市（旧鞏県）の北宋の皇帝陵墓群の近くにもあり、長らくどちらが本物なのかについて論争があった。

しかし、文化大革命期の一九七三年に、突如合肥市の革命委員会が包拯墓の墓域に工場を建設する決定を行ったため、地方政府関係者や包氏一族などによって組織された「包公墓清理発掘領導小組」が合肥の包拯墓の本格的な発掘調査を四か月余りの時間をかけて実施した。その結果、包拯の墓誌銘や包拯の家族の墓などが発掘されたことにより、これが本物であることが判明した。そのため、鞏義の包拯墓は所謂衣冠墓ではないかと言われている。

発掘調査の結果によれば、合肥の包拯墓の墓域には、①包拯とその妻の董氏の合葬墓、②包縉とその妻の崔氏の合葬墓、③包綬とその妻の文氏の合葬墓、④包永年とその妻の李氏、成氏の合葬墓（ただし妻二人の墓は推定）、⑤包綬の生母（包拯の妾）の孫氏の墓（ただし推定）、⑥包綬の息子の包康年、包彭年、包耆年の墓（ただし三人の墓とも推定）があったことが分かる。

これを見ると分かるように、包拯は妻や子孫とともにこの地に葬られており、包拯の前妻の張氏、包綬の前妻の張氏（南陽県君）、包永年の後妻の林氏の墓は確認できないものの、夫婦合葬になっていることが確認できる。このことから、包拯一族の中では夫婦合葬が常態化していたと考えられる。

なお、この墓地は、靖康の変で、金軍の侵攻を受けた時に破壊され、包景年から子孫は別の場所に移り住み、子孫の墓地は別につくられたようである。また、包拯の父親の包令儀の墓は同じ合肥にあるものの別の場所（県の郊外、旧名螺蛳崗）にある。

ところで、包氏一族は、発掘の後、包拯の遺骨を一九五三年に包令儀を改葬した包拯の故郷とされる大包村龍山に改葬することを考えて



写真8 包拯墓

いたが、人民公社の幹部の強烈な反発にあり、族人で大隊書記の包先長も停職に追い込まれたため、族人の包先正が密かに龍山に葬ったとされる。改革開放後、一九八一年には包拯墓の発掘に携わった市の職員である程如峰が市に墓の再建を提案したものの無視された。

しかし、一九八四年に『合肥晚报』に族人の包遵元の話を書いた「包公遺骨偷葬記」という記事が掲載されたのをきっかけに、省の書記の黄璜が市長の張大為に墓の再建を提案し、園芸専門家でもある副市長の呉翼が中心となり、一九八五年から一九八七年にかけて現在の場所に墓の再建が進められた。

完成時の式典では、香港の「船王」として知られる包拯の末裔の包玉剛など族人も多く集まり、参拝したようである。こうした包拯墓改葬に関する一連の経緯については、包拯墓の発掘に参加し、建墓辦公室副主任も務めた程如峰（合肥市包公研究会副会长）が書いた前掲『包公墓再生録』や陳桂棟・春桃『包公遺骨記』（人民文学出版社、二〇〇五年）に詳しく書かれている（関連文献探しでは中国文学研究

者の櫻井幸江氏にご教示頂いた）。

再建された包拯墓は敷地が三ヘクタールで、中国の古建築に造詣がある建築家の潘谷西が、宋代の建築様式を踏まえて設計したものである。二〇〇四年には第三批市級重点文物保护单位にも指定されている。

墓園の入口の照壁（目隠し壁）には、包孝肃公墓園との大きな文字が書かれている。そこを入り、神門をくぐり、神道を進むと、両脇に石人・石獸が立ち並ぶのを見ることが出来る。そこをさらに進むと、大きな享堂があり、その中を通り抜けると包拯墓が目前に現れる。

墓碑には大きく「宋枢密副使包孝肃公拯之墓」と書かれている。墓はほぼ正方形で一边が二七歩ある（写真8参照）。墓に向かって左側に行き、下に降りると、石室への立派な入口があり、奥へ進むと、木棺などが置かれている様子を見ることが出来る。また、包拯墓の裏手には包拯を称える詩文が刻まれた石碑を展示する碑画廊があり、墓の脇には出土文物を展示する施設もある。

なお、墓域には、附墓区が設けられ、①宋永康郡夫人董氏之墓、②宋奉議郎潭州通判包公總・節婦永嘉郡君崔氏之墓、③宋朝奉郎潭州通判包公綬・蓬萊郡君文氏之墓、④宋宣教郎知崇陽軍事包公永年之墓、④宋包孝肃公近裔合葬墓がつくられていた。

改葬時には、董氏は包拯と合葬にせず、また、埋葬者が確定されていない墓は近裔として合葬になっていることが分かる。なお、包總の肩書きが崔氏墓誌銘にある太常寺太祝ではなく、包綬と同じ潭州通判となっているのがやや不思議に思われた。

(三) 包公祠(包孝肅公祠)

包公祠がある場所は、もともと香花墩と呼ばれ、包拯が読書をしたところと言われ、代々包拯の子孫が住み、ここにある湖は包河と呼ばれていた。明の弘治元年(一四八八)には、知廬州府の宋鑑が包公書院を建て、包氏一族などが学習する場所とした。さらに嘉靖一八年(二五三九)に御史の楊瞻が修築し、名を包公祠とし、以後、包氏一族が祭祀を行っていたようである。

その後、太平天国の乱の折に被害を受けたため、光緒八年(一八八二)に、同郷の李鴻章が銀二千八百両を寄付して再建したものが現在の包公祠の建物である。李鴻章はその折に「重修包孝肅公祠記」を書いている。さらに一九五六年に修築され、一九六一年には、省級重点文物保护单位に指定されたが、文革の折に包拯の塑像などが破壊された。文革後、再建が図られ、約八尺の包拯の塑像が作られ、正殿に安置され、一九八一年には第一批省級重点文物保护单位となった。



写真9 包公祠の包拯像

包公祠は、湖の中にある半島状の場所に建っており、入口には「包孝肅公祠」との額が掲げられた小振りながら立派な門がある。参道を上ると、小高い丘の上に祠の建物が建っている。当日は、非常に多くの参観者でごった返しており、包拯の人気の高さが感じられた。祠に入ると、三合院になっており、中庭にあ

る大きな香炉には線香がともし、参拝者が熱心に参拝する姿が目に入る。

香炉には、「台湾省台中港区包公会進香团贈」との文字が刻まれ、台湾の人々も熱心に信仰していることが分かる。正面の正殿の中には、黄金色の巨大な包拯の像(写真9参照)と護衛の王朝・馬漢・張龍・趙虎の像が安置されている。その周囲には、包拯墓や包拯家族墓に関する資料などが展示されている。

なお、包公祠の側には、貪欲な太守がその水を飲んで頭が痛くなつたとの伝説がある井戸(廉泉亭)や包拯が読書をした建物を再現した流芳亭、包公故事蜡像館(蠟人形館)がある。蠟人形館では、包公故事の演劇の名場面が蠟人形により再現されていて、見応えがあり、多く参観者が興味深く見学していた。

(四) 考察

以上の内容を見ると、包拯墓、包拯家族墓の埋葬の仕方からは家族の墓を集めて夫婦合葬にする傾向が強いことが窺え、また、墓や包公祠の維持のあり方からは包氏一族が常にかかわっていることが確認できる。また、包拯墓の改葬の経緯や包公祠の沿革を見ると、いずれも文革期に災難にあつたが、改革開放後は、地元出身の偉人として、また清廉な官僚として、包拯を顕彰する機運が高まり、政府の後押しと地元関係者の尽力により、急速に関連箇所を整備が進み、現在、観光地として人気が高まっていることが確認できる。

(小川)

九. 今回の調査を終えて

今回、我々は初めて淮河流域を踏査したが、これまで述べてきたように、淮河流域の墓はこれまで我々が調査してきた浙江・江西・福建の各地とは全く異なっていた。この地域では夫婦合葬を基本とし、条件が整えば家族の墓が一家所に作られる家族墓の形式が取られていたのである。これは滋賀秀三氏が『中国家族法の原理』で立論の根拠にしていた墓葬形式である。滋賀氏の立論が華北の墓葬に基づいてなされていたであろうことが再確認できた。また淮河から南へ一五〇キロメートルほどの合肥においても「華北式」の墓葬が行われており、墓葬形式は必ずしも淮河線を境にしてはいないことも確認できた。この地域での家族墓形式への拘りは、包拯墓のような顕彰目的で作られた墓についてもみることができた。顕彰のために墓が整備され改葬されることはしばしばあるが、通例は顕彰対象者個人についてのみ行われることである。包拯墓の場合、本来は夫婦合葬であったものが、包拯個人の顕彰に伴い、別葬形式に変わったということはあるものの、しかし妻をはじめその他の家族の墓もすべて同一敷地内に移されて墓が作られた。総体としての家族墓形式は守られているのである。

北方と南方とで墓葬形式が異なる理由としては、それぞれの地勢と風水とが関連しているように推察されるが、さらに中国各地での墓葬の調査を進めることが必要であろう。そしてその調査を踏まえて、墓葬形式の相違と家族のあり方との関係について考察を進めることとしたい。

（佐々木）

註

- (1) これまでの調査については、以下の諸篇で成果報告を行っている。
佐々木愛・大澤正昭・石川重雄・戸田裕司・小川快之「江西省歴史調査報告―宋代古墓を中心として（吉安・撫州篇）」『社会文化論集』一四号、二〇一八年、佐々木愛「浙江省歴史調査報告―宋代古墓を中心として（武義・天台山・寧波篇）」『東京大学経済学部資料室年報』八号、二〇一八年、佐々木愛・大澤正昭・石川重雄・戸田裕司・小川快之「浙江省西部・福建北東部歴史調査報告―宋代古墓を中心として」『東京大学経済学部資料室年報』九号、二〇一九年。
- (2) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年
- (3) 華北農村調査は一九四〇年～四二年にかけて行われた。中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』第一巻～第六巻、岩波書店、一九五二年～五八年。
- (4) 福井捷朗・河野泰之『火耕水耨』再考』『史林』七六―三、一九九三年。
- (5) 村松弘一『中国古代環境史の研究』汲古書院、二〇一六年、第二部 淮北平原の開発、第三部 水利技術と古代東アジア。
- (6) 大澤正昭『唐宋変革期農業社会史研究』汲古書院、一九九六年、第六章参照。
- (7) 大澤正昭「中国農書をどう読むか」(二〇一九年一月二三日東洋大学アジア文化研究所公開シンポジウム「中国史研究」と史料利用の現況―漢籍・石刻・档案―」記録冊子。
- (8) 大澤正昭・佐々木愛・小川快之・石川重雄・戸田裕司「江西北部歴史調査報告―『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景（江州・饒州・南康軍篇）」『上智史学』五九号、二〇一四年。

- (9) 佐々木愛・兼田信一郎・石川重雄、戸田裕司「福建南部・内陸部 歴史調査報告―『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景〈漳州・順昌篇〉」『上智史学』六二号、二〇一七年、参照。
- (10) 『明太祖実録』卷二四〇 洪武一四年一月丁未条。
- (11) 『明史』卷一三〇、吳良伝。
- (12) 同前
- (13) 蚌埠市地方志編纂委員会編『蚌埠市志』方志出版、一九九五年。
- (14) 黄世福「佛教肉身舍利崇拜的闡釋―以九華山為例」『雲南社会科学』二〇一〇年九期等参照。
- (15) 『明史』卷一二五・常遇春伝による。
- (16) 『中国文物地図集・江蘇分冊』（中国地図出版社、二〇〇八年）上冊一四五頁・下冊一一頁参照。
- (17) 参考までに、これに続く解説文を最後まで引用しておく。「：墓前原有神道・亀駄碑・石人・石馬・石獅等石刻、部分石刻在一九五四年被埋在淮河大堤下、部分在 文革 期間被毀、現僅存一石獅」。
- (18) この神道碑は南京の常遇春墓にあるものの複製と思われるが、南京の神道碑の碑文は未確認である。また、複製の製作・設置時期も聞き取り調査できなかったが、二〇一八年の整備の一環として設置されたものであろう。
- (19) 註(一)前掲「浙江西部・福建北東部歴史調査報告―宋代古墓を中心として」参照。調査当時(二〇一八年一月)、吳氏祠堂は再建目前で、吳氏文化基金会が発行する季刊『吳氏文化研究』の第一号刊行も二〇一六年のことであった。
- (20) 王亜樵については、合肥市政協文史資料研究委員会編輯『王亜樵』

(合肥文史資料第三輯) 一九八六年を特に参考にした。

- (21) 「王亜樵年譜」(前掲註(20)所収)にもとづく。王繼仁と王繼恵の間には早逝した次女がいたとのことであるが、名は記されていない。

(22) 註(2)前掲滋賀秀三『中国家族法の原理』参照。

(23) 註(20)前掲「王亜樵年譜」参照

- (24) 李淑貞墓は二〇一五年に盗掘されたことでニュースになっている。
<http://www.15lu.com/shijie/4739.html> (二〇一〇年一月八日最終確認)

(25) なお、「王亜樵年譜」には一九一七年に王亜英と結婚という記載があり、また王亜樵の弟王述樵による「王亜樵生平活動記略」(註(21)前掲『王亜樵』所収)でも「妻子王亜英」が登場する(十八「南京、廬山謀刺蔣介石」)。ただし王亜樵父母の墓石には媳としてその名は刻印されておらず、また王亜英という名自体、王亜樵ときょうだいがあるいはいとこのような名前で、妻の名としては不思議な名ではある。しかし斧頭帮のボスで当時の上海バンドにその名を知られた職業的暗殺者・王亜樵に謎の女性がいるのも納得できる。

〔付記〕 本稿は JSPS 科研費 JP17H04525 の助成をうけた研究成果である。

